

遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱を次のように定める。

遠野市長 本田 敏 秋



遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、岩手県ふるさと振興総合戦略及び遠野市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岩手県と共同して行う地方創生移住支援事業において東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県（以下「東京圏」という。）から市内に移住した者がマッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関し岩手県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 転入届を市長に届け出る（以下「転入」という。）直前に、連続して5年以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条の2に規定する特別区の存する区域（以下「東京23区」という。）に居住していたこと。

(イ) 転入の直前に、連続して5年以上東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、転入の3か月前の時点において連続して5年以上雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから住民票を異動するまでの間、東京23区外であつて移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てを満たすこと。

(ア) 平成31年4月1日以降に転入したこと。

(イ) 移住支援金の交付申請時において、転入した日から起算して3か月以上1年以内であること。

(ウ) 移住支援金の交付申請日から起算して5年以上、継続して市内に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てを満たすこと。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他岩手県又は遠野市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業又は起業に関する要件

次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

ア 就業に関する要件

次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 申請者が就業する勤務地が、市内に所在すること。

(イ) 申請者が就業する事業所が、移住支援事業を実施する岩手県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに求人掲載している就業であること。

(ウ) 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職務を務める法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約により就業し、移住支援金の交付申請時において、継続して3か月以上在職していること。

(オ) (エ)に規定する就業に係る求職の申込日が、(イ)に規定する求人の掲載された日以後であること。

(カ) 就業する事業所に、移住支援金の交付申請日から起算して5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

イ 起業に関する要件

1年以内に地方創生推進交付金（移住・企業・就業タイプ）を活用して岩手県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、世帯の申請をする場合にあつては、申請者を含む2人以上の世帯員は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 移住元において同一世帯に属していたこと。

(2) 申請時において同一世帯に属していること。

(3) 世帯員がいずれも平成31年4月1日以降に転入したこと。

(4) 世帯員がいずれも移住支援金の交付申請時において、転入した日から起算して3か月以上1年以内であること。

(5) 世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこ

次に掲げる事項の全てを満たすこと。

(ア) 平成31年4月1日以降に転入したこと。

(イ) 移住支援金の交付申請時において、転入した日から起算して3か月以上1年以内であること。

(ウ) 始終支援金の交付申請日から起算して5年以上、継続して市内に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てを満たすこと。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他岩手県又は遠野市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業又は起業に関する要件

次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

ア 就業に関する要件

次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 申請者が就業する勤務地が、市内に所在すること。

(イ) 申請者が就業する事業所が、移住支援事業を実施する岩手県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに求人掲載している就業であること。

(ウ) 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職務を務める法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約により就業し、移住支援金の交付申請時において、連続して3か月以上在職していること。

(オ) (エ) に規定する就業に係る求職の申込日が、(イ) に規定する求人の掲載された日以後であること。

(カ) 就業する事業所に、移住支援金の交付申請日から起算して5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

イ 起業に関する要件

1年以内に地方創生推進交付金（移住・企業・就業タイプ）を活用して岩手県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、世帯の申請をする場合にあつては、申請者を含む2人以上の世帯員は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 移住元において同一世帯に属していたこと。

(2) 申請時において同一世帯に属していること。

(3) 世帯員がいずれも平成31年4月1日以降に転入したこと。

(4) 世帯員がいずれも移住支援金の交付申請時において、転入した日から起算して3か月以上1年以内であること。

(5) 世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこ

と。

(移住支援金の交付申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする申請者が提出しなければならない規則で定める書類、添付書類、書類の提出期限等は、次のとおりとする。

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条に規定する書類	1 移住支援金交付申請書 (1) 移住支援金の交付申請に関する誓約事項 (2) 岩手県移住支援事業及び遠野市地方創生移住支援事業に係る個人情報の取扱い (3) 申請者の本人確認ができる写真付き身分証明書	第1号 第1号別紙1  第1号別紙2	市内に転入した日から起算して3か月以上1年以内の日
	2 第3条第1項の要件を満たすことを証する書類 (1) 移住元の所在地及び在住期間の確認ができる移住元の住民票の除票の写し (2) (東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた者又は法人経営者若しくは個人事業主が申請する場合) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等又は開業届出済証明書若しくは個人事業等の納税証明書		
	3 第3条第2項の要件を満たすことを証する書類 (1) 申請者を含む2人以上の世帯員の移住元の所在地及び在住期間の確認ができる移住元の住民票の除票の写し (2) (申請者が就業する場合) 就業先企業等の就業証明書 (3) (申請者が起業する場合) 起業支援金の交付決定通知書の写し	第1号別紙3	

(移住支援金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、遠野市移住支援事業における移住支援金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知する。

2 移住支援金を交付することが不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができない場合は、その旨当該申請者に通知する。

(移住支援金の交付)

第6条 規則第13条第1項に規定する請求に当たっては、前条第1項の規定による交付決定通知を受けた日から起算して30日以内に、遠野市移住支援金交付請求書(様式第3号)に振込先の金融機関、支店名、口座種類、口座番号及び預金名義が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、移住支援金の交付決定を行った申請者に対し当該移住支援金の交付申請書の提出を受けた日から起算して3か月以内に、移住支援金の交付を行う。

(移住支援金の交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、遠野市移住支援事業における移住支援金交付決定通知書再交付願(様式第4号。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の再交付願を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに遠野市移住支援事業における移住支援金交付決定通知書(再交付)(様式第5号)により、当該再交付願を提出した者に交付する。

(報告及び立入調査)

第8条 岩手県及び遠野市は、岩手県移住支援事業及び遠野市地方創生移住支援事業の実施状況を調査する必要があるときは、第4条に規定する移住支援金の交付申請の内容に関し報告を求め、又は立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岩手県及び遠野市が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の交付申請日から3年を経過しない日までに転出した場合

ウ 移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定が取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の交付を受けた者が、当該移住支援金の交付申請日から起算して3年以上5年以内に転出した場合

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、岩手県と協議の上、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年度において市長が岩手県知事に申請する岩手県移住支援事業費補助金交付申請書に記載する事業実施期間の始期に当たる日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(申請期限)

2 第4条に規定する申請は、令和6年度において市長が岩手県知事に申請する岩手県移住支援事業費補助金交付申請書に記載する事業実施期間の終期に当たる日(以下「申請期限日」という。)までに限り行うことができる。ただし、当該申請期限日までに住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により当該転入届を市長に届け出た者に限る。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付申請書

遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱第4条の規定により、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

单身・世帯		单身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「岩手県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、遠野市に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の交付対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区への通勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

管理コード (岩手県及び遠野市使用欄)	
---------------------	--



移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岩手県移住支援事業及び遠野市地方創生移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岩手県及び遠野市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、岩手県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領及び遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に遠野市以外の市区町村に転出した場合 全額
  - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
  - (4) 岩手県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合 全額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に遠野市以外の市区町村に転出した場合 半額

年 月 日

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

様式第1号 別紙2

岩手県移住支援事業及び遠野市地方創生移住支援事業に係る個人情報の取扱い

岩手県及び遠野市は、岩手県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、岩手県及び遠野市が定める個人情報保護条例等の規定により適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、岩手県及び遠野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

上記の岩手県移住支援事業及び遠野市地方創生移住支援事業に係る個人情報の取扱いについて、承諾します。

年 月 日

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日

遠野市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名 ㊟  
電話番号  
(担当者氏名 )

就業証明書 (移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

岩手県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を岩手県及び遠野市の求めに応じ提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様

遠野市長



遠野市移住支援事業における移住支援金交付決定通知書

岩手県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領及び遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定により、次のとおり移住支援金を交付することを決定しましたので通知します。

移住支援金 円

（備考）

- 1 遠野市は、岩手県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領及び遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定により、次に掲げる事由に該当した場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
  - (2) 申請日から3年未満に遠野市以外の市区町村に転出した場合 全額
  - (3) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
  - (4) 岩手県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合 全額
  - (5) 申請日から3年以上5年以内に遠野市以外の市区町村に転出した場合 半額
- 2 遠野市は、岩手県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領及び遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定により、岩手県移住支援事業及び遠野市地方創生移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
  - (1) この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - (2) 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - (3) 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
  - (1) この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - (2) 移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

遠野市長 様

住所

氏名

㊞

遠野市移住支援事業における遠野市移住支援金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった移住支援金について、遠野市補助金交付規則第13条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額（移住支援金交付決定額） 円

2 振込先

金融機関	銀行・金庫・農協	口座番号					
	本店・支店・支所						
預金種類	普通 ・ 当座						
フリガナ							
名 義							

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

遠野市長 様

住所

氏名

印

遠野市移住支援事業における移住支援金交付決定通知書再交付願

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった遠野市移住支援事業における移住支援金交付決定通知書を受領しましたが、当該通知書原本を紛失したことから、当該通知書の再発行を願い出ます。

様

遠野市長



遠野市移住支援事業における移住支援金交付決定通知書（再交付）

年 月 日付け 第 号により通知した内容について、遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり再交付します。

移住支援金 円

(振込予定日 年 月 日)

(備考)

- 1 遠野市は、岩手県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領及び遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定により、次に掲げる事由に該当した場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
  - (2) 申請日から3年未満に遠野市以外の市区町村に転出した場合 全額
  - (3) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
  - (4) 岩手県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合 全額
  - (5) 申請日から3年以上5年以内に遠野市以外の市区町村に転出した場合 半額
- 2 遠野市は、岩手県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領及び遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定により、岩手県移住支援事業及び遠野市地方創生移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
  - (1) この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - (2) 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - (3) 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
  - (1) この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - (2) 移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード